

適正規模・適正配置基本方針の改定について
(教育委員会の取組状況と改定案)

1 市小中連携・一貫教育基本方針(平成30年3月)について

本市の小中連携・一貫教育は、令和6年度から市内全ての中学校区で開始し、義務教育9年間の連続性と系統性を重視した「つなぐ」教育活動を展開することで、児童生徒の確かな「学び」と健やかな「育ち」を実現することを目的としている。

小・中学校の組み合わせは、現在の中学校区を原則とし、既存の学校施設による「施設分離型」を基本にして小中連携・一貫教育を推進している。

➤小中連携・一貫教育の推進体制づくり

中学校区の実情や児童生徒の実態に応じた小中連携・一貫教育を推進するため、各中学校区において連携推進のための組織が設置済みである。

➤目指す児童生徒像と学習内容の系統性を明記した教育課程

各中学校区において、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえた目指す児童生徒像を検討し、「小中一貫教育ビジョン」を作成するとともに、小中一貫教育の教育課程を編成して各中学校区の児童生徒の実態や地域の特色を踏まえた取組を実施している。

➡以上のことから、本市の小中連携・一貫教育は、現行の中学校区を基盤として体制整備や教育課程の編成が進められ、地域や児童生徒の実情に応じた取組が着実に実施されていることから、引き続き現行の中学校区を維持する方向で検討していきたい。

2 地域とともにある学校づくりについて

➤「学校縁」を合言葉に、子ども、家庭、学校、地域が連携して学びを深めていくことを制度化したコミュニティ・スクール^{※1}については、令和6年度から市内全ての公立小中学校が指定されている。

^{※1}コミュニティ・スクールは、学校が地域の中心となり、学校教育に直接関わらない家庭や世代も含めた地域住民が参画し、地域全体で支える「昔懐かしい学校」の姿を目指すものである。

→以上のことから、コミュニティ・スクールの取組は、学校を地域の中心に位置付け、子ども、家庭、学校、地域が一体となって学びを支える体制を構築し、児童生徒のより良い育ちと地域の教育力向上に寄与するものであることから、地域とともにある学校づくりは極めて重要である。

3 適正規模・適正配置基本方針（令和2年6月）の改定案について

➤改定に当たって配慮すべき観点（国の方針）

「公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引き」（平成27年：文科省）

国は、学校規模の適正化を検討するに当たり、本手引きの内容を機械的に適用することなく、以下の点に留意することとしている。

- ・第一に児童生徒の教育条件の改善を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現することを目的として行うことが必要
- ・各設置者においては、地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが必要
- ・行政が一方向的に進めるのではなく、児童生徒の保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論が不可欠

➤改定案＜具体的な方向性 P11＞

- 本市では、令和6年度から全市立小中学校をコミュニティ・スクールに指定して地域と連携した学校運営を進めるとともに、小中連携・一貫教育基本方針のもとで9年間を見通した教育活動を推進し、施設一体型小中一貫校の整備についても検討を進めている。
- 学校は防災・保育・地域交流など多様な役割を担う地域コミュニティの拠点であり、登下校時の交通手段や安全確保も重要であることから、学校規模や配置の適正化は児童生徒数や学級数だけでなく多角的に検討する必要がある。
- 児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質の向上を最優先に、「地域とともにある学校づくり」の方針を踏まえて**当面は中学校区を維持**しつつ、学校の実情や近隣校との関係を考慮した上で**施設一体型小中一貫校や義務教育学校の新設に向けた再編計画の検討**を進める。
- 上記取組については、保護者や地域住民との十分な協議を重ね、その理解と協力を得ながら進めていく。

➤学校規模の適正化の検討が必要な学校について

→現在、複式学級の対象校や18人※2未満の単学級を有する学校を含む中学校区について

は、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設け、早急に話し合いの場を設定して学校・保護者・地域住民との協議を十分に行いながら適正化を進める。

- ➡現在、単学級が存在する学校を含む中学校区については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設け、できるだけ早期に話し合いの場を設定して、学校・保護者・地域住民との十分な協議を行いながら適正化の検討を進める。

➤将来的な適正化の在り方について

- ➡児童生徒数の減少により数年後に単学級の発生が見込まれる学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けつつ、順次、中学校区内の適正化に向けた検討を進める。
- ➡現時点で適正規模の上限を超えている小・中学校や、児童生徒数の急増により既存施設の不足が見込まれる小・中学校については、今後の児童生徒数の推移を注視しつつ、施設の増改築や学区の再編などを多角的に検証・検討し、教育環境の充実に努める。
- ➡児童生徒数の減少や施設の老朽化状況等を踏まえ、施設一体型小中一貫校や義務教育学校において、18人未満の単学級が発生した場合や改築時には、中学校区の再編を視野に入れて検討していく。

※2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）において、学級編成の標準は1学級35人と定められており、児童生徒数が36人となった場合には2学級に分割され、1学級当たり18人となる。現行制度では、複数学級を編成する場合での最少人数は18人とされている。

また、他者との円滑なコミュニケーションを図り、多様な価値観や性格を持つ同年代の仲間と触れ合う機会を確保する観点から、最低3班、6人生活班を設置することが望ましいと考える。

4 （仮称）学校再編計画について（令和10年3月策定予定）

再編計画の策定に当たっては、改定案の基本方針を踏まえて望ましい適正規模・適正配置を基本とする。

しかしながら、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえて当面の間は中学校区を維持しつつ、学校の実情や近隣校との関係を考慮した上で、施設一体型小中一貫校や義務教育学校の新設を含む再編計画の検討を進めていく。